

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

売買契約紛争事件の審理における法律適用に係る問題に関する最高人民法院の解釈
（2012年3月31日最高人民法院審判委員会第1545回会議により採択、法釈〔2012〕8号として2012年5月10日発布、2012年7月1日施行）

売買契約紛争事件を正確に審理するため、「中華人民共和國民法通則」、「中華人民共和國契約法」、「中華人民共和國物権法」及び「中華人民共和國民事訴訟法」等の法律の規定に基づき、裁判の実践を併せ考慮して、本解釈を制定する。

一、売買契約の成立及び効力

第1条 当事者間に書面による契約がない場合において、一方の当事者が送り状、受取状、決済書又はインボイス等により売買契約関係の存在を主張するときは、人民法院は、当事者間の取引方式、取引慣行その他の関連する証拠を併せ考慮して、売買契約が成立するか否かについて認定をしなければならない。

勘定照合確認状又は債権確認書等の書簡又は証拠に債権者の名称が記載されていない場合において、売買契約の一方の当事者がそれをもって売買契約関係の存在を証明するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、これを覆すのに足る相反する証拠がある場合を除く。

第2条 当事者が購入引受書、発注書、予約書、意向書又は備忘録等の予約契約を締結し、将来の一定期間内において売買契約を締結する旨を約定していた場合において、一方の当事者が売買契約締結の義務を履行せず、相手方が予約契約違約責任の当該当事者による負担を請求し、又は予約契約の解除を要求し、かつ、損害賠償を主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第3条 売主が契約締結の時点において目的物について所有権又は処分権を有していなかったことを理由として一方の当事者が契約の無効を主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

売主が所有権又は処分権を取得していなかったことにより目的物の所有権を移転することができない場合において、買主が違約責任の売主による負担を要求し、又は契約の解除を要求し、かつ、損害賠償を主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第4条 人民法院は、契約法の規定に従い電子取引契約の成立及び効力を認定すると同時に、電子署名法の関連規定も適用しなければならない。

二、目的物の交付及び所有権移転

第5条 目的物が有形媒体により交付する必要のない電子情報製品である場合において、

交付方式についての当事者の約定が不明確であり、また、契約法第61条の規定によってもなお確定することができないときは、約定された電子情報製品又は権利証憑の買主による受領をもって交付とする。

第6条 契約法第162条の規定に基づき、買主は、目的物の超過交付部分の受領を拒絶する場合には、目的物の超過交付部分を代理保管することができる。代理保管期間における合理的費用の売主による負担を買主が主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

代理保管期間において買主の故意又は重大な過失によらずに生じた損失の売主による負担を買主が主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第7条 契約法第136条所定の「目的物引取証書以外の関係証書及び資料」には、主に保険証券、修理保証書、普通インボイス、増値税専用インボイス、製品合格証、品質保証書、品質鑑定書、品質検査証書、製品輸出入検疫書、原産地証明書、使用説明書及びパッキングリスト等が含まなければならない。

第8条 売主が増値税専用インボイス及び税金控除資料のみをもって自身が既に目的物交付義務を履行した旨を証明する場合において、買主が承認しないときは、売主は、その他の証拠を提供して目的物交付の事実を証明しなければならない。

普通インボイスをもって支払証憑とすることが契約において約定され、又は当事者間の慣行となっている場合において、買主が普通インボイスをもって既に支払義務を履行した旨を証明するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、これを覆すのに足りる相反する証拠がある場合を除く。

第9条 売主が同一の普通動産につき多重売買契約を締結しており、売買契約がいずれも有効である場合において、買主がいずれも契約の実際の履行を要求するときは、次に掲げる事由に応じてそれぞれ処理しなければならない。

(一) 所有権が移転済みであることの確認を、先に交付を受けた買主が請求する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

(二) いずれも交付を受けていない場合において、売主による目的物交付等の契約義務の履行を、先に代金を支払った買主が請求するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

(三) いずれも交付を受けておらず、代金も支払っていない場合において、売主による目的物交付等の契約義務の履行を、法による契約成立が先である買主が請求するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第10条 売主が同一の船舶、航空機又は機動車等の特殊動産につき多重売買契約を締結しており、売買契約がいずれも有効である場合において、買主がいずれも契約の実際の履行を要求するときは、次に掲げる事由に応じてそれぞれ処理しなければならない。

(一) 売主による所有権移転登記手続等の契約義務の履行を、先に交付を受けた買主が請求する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

(二) いずれも交付を受けていない場合において、売主による目的物交付等の契約義務の履行を、先に所有権移転登記手続をした買主が請求するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

(三) いずれも交付を受けておらず、所有権移転登記手続もしていない場合において、売主による目的物交付及び所有権移転登記手続等の契約義務の履行を、法による契約成

立が先である買主が請求するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。
(四) 売主が買主の一に目的物を交付し、更にその他の買主のために所有権移転登記手続をした場合において、目的物所有権の自己名義の登記を、既に交付を受けた買主が請求するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

三、目的物の危険負担

第11条 契約法第141条第2項第(1)号所定の「目的物が運送を必要とする場合」とは、目的物につき売主が託送の手續に責任を負い、運送人が売買契約の当事者から独立した運送業者である場合をいう。目的物の毀損及び滅失に係る危険負担については、契約法第145条の規定に従い処理する。

第12条 売主が契約の約定に基づき、買主の指定場所まで目的物を運送し、かつ、運送人に交付した後は、目的物の毀損及び滅失に係る危険について、買主が負担する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第13条 売主が、運送人に引き渡して運送途上にある目的物を売却した場合において、目的物が既に毀損又は滅失していることを契約成立の時点において知り、又は知るべきであったにもかかわらず、買主に告知していなかったときに、目的物の毀損及び滅失に係る危険の売主による負担を買主が主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第14条 危険負担について当事者に約定がなく、目的物が種類物である場合において、売主が船積書類、標識押印又は買主に対する通知等の識別可能な方式により、目的物を売買契約上の目的物として明確に特定してはいなかったときに、目的物の毀損及び滅失に係る危険を負担しないことを買主が主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

四、目的物の検査

第15条 当事者が目的物の検査期間について約定をしなかった場合において、買主が署名のうえ受領した送り状及び確認書等に目的物の数量、型番及び仕様が明記されているときは、人民法院は、契約法第157条の規定に基づき、買主が既に数量及び外観の瑕疵について検査を行ったと認定しなければならない。但し、これを覆すのに足りる相反する証拠がある場合を除く。

第16条 売主が買主の指示により第三者に対し目的物を交付した場合において、売主と買主との間において約定された検査標準が、買主と第三者との間において約定された検査標準と一致しないときは、人民法院は、契約法第64条の規定に基づき、売主と買主との間において約定された検査標準をもって目的物の検査標準としなければならない。

第17条 人民法院は、契約法第158条第2項所定の「合理的期間」につき具体的に認定する場合には、当事者間の取引性質、取引目的、取引方式及び取引慣行、目的物の種類、数量、性質、据付及び使用状況、瑕疵の性質、買主が尽くすべき合理的注意義務、検査方法及び難易度、買主又は検査人がおかれている具体的環境及びそれら自身の技能その他の合理的要因を総合し、信義誠実の原則により判断をしなければならない。

契約法第158条第2項所定の「2年」は、最長の合理的期間である。当該期間は、不変の期間とし、訴訟時効の停止、中断又は延長の規定が適用されない。

第18条 約定された検査期間が過度に短く、目的物の性質及び取引慣行により、買主が検査期間内において全面的検査を完成させることが困難である場合には、人民法院は、当該期間につき、買主が外観の瑕疵について異議を申し立てる期間であると認定し、かつ、本解釈第17条第1項の規定に基づき、買主が隠れた瑕疵について異議を申し立てる合理的期間を確定しなければならない。

約定された検査期間又は品質保証期間が法律及び行政法規所定の検査期間又は品質保証期間より短い場合には、人民法院は、法律及び行政法規所定の検査期間又は品質保証期間をもって基準としなければならない。

第19条 買主が合理的期間内に異議を申し立てた場合において、買主が既に代金を支払ったこと、未払金額を確認したこと又は目的物を使用したこと等を理由として、買主が異議を放棄したと売主が主張するときは、人民法院は、これを支持しない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第20条 契約法第158条所定の検査期間、合理的期間又は2年の期間が経過した後に、目的物の数量又は品質が約定に適合しないと買主が主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

売主が自由意思により違約責任を負った後に、上記期間が経過したことを理由として翻意した場合には、人民法院は、これを支持しない。

五、違約責任

第21条 買主が約定により一部の代金を留保して品質保証金とした場合において、売主が品質保証期間において遅滞なく品質問題を解決することをせず、目的物の価値又は使用効果に影響が及んだときに、当該一部の代金の支払いを売主が主張するときは、人民法院は、これを支持しない。

第22条 買主が検査期間、品質保証期間又は合理的期間内において品質に係る異議を申し立てた場合において、売主が要求どおりに修理せず、又は状況が緊急であることにより、買主が自ら、又は第三者を通じて目的物を修理した後に、それにより発生した合理的費用の売主による負担を主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第23条 目的物の品質が約定に適合せず、買主が契約法第111条の規定により代金の減額を要求する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。約定に適合する目的物及び実際に交付された目的物をもって、交付の時点における市場価値に従い差額を計算することを当事者が主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

代金が既に支払われている場合において、減額後の超過部分の代金の返還を買主が主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第24条 売買契約において支払期限について行われた変更は、支払遅延違約金に関する当事者の約定に影響を及ぼさない。但し、当該違約金の起算点については、それに伴い変更しなければならない。

売買契約において支払遅延違約金が約定されている場合において、売主が代金を受領

した際に支払遅延違約金を主張しなかったことを理由として、買主が当該違約金の支払いを拒絶するときは、人民法院は、これを支持しない。

売買契約においては支払遅延違約金が約定されているが、勘定照合書及び代金返還合意等では支払遅延責任に言及されていない場合において、売主が勘定照合書及び代金返還合意等に基づき未払金を主張する際に、支払遅延違約金を約定どおりに支払うよう買主に請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、勘定照合書及び代金返還合意等において、元金及び支払遅延利息金額が明確に記載されている場合、又は元金及び利息等に関する売買契約中の約定内容が既に変更されている場合を除く。

売買契約に支払遅延違約金又は当該違約金の計算方法が約定されていない場合において、買主の違約を理由として支払遅延損失の賠償を売主が主張するときは、人民法院は、中国人民銀行の同時期・同種の人民元貸付基準利率を基礎として、遅延利息利率標準を参照して計算することができる。

第25条 売主が従たる給付義務を履行せず、又は不当に履行したことにより、買主が契約目的を実現することができなくなった場合において、買主が契約解除を主張するときは、人民法院は、契約法第94条第(4)号の規定に基づき、これを支持しなければならない。

第26条 売買契約が違約により解除された後に、約定遵守当事者が違約金条項の適用の継続を主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、約定された違約金が発生損失より過度に高い場合には、人民法院は、契約法第114条第2項の規定を参照して処理することができる。

第27条 売買契約の一方の当事者が相手方の違約を理由として違約金の支払いを主張した場合において、相手方が契約の不成立、契約の未発効、契約の無効又は違約を構成しないこと等を理由として免責抗弁をし、かつ、過度に高い違約金の調整を主張しなかったときは、人民法院は、法院が免責抗弁を支持しない場合において当事者が違約金の調整を主張する必要があるか否かにつき、釈明をしなければならない。

一審法院が免責抗弁の成立を認め、かつ、釈明しなかった場合において、二審法院は、違約金支払いの判決をするべきであると認めるときは、直接釈明をし、かつ、判決を改めることができる。

第28条 売買契約に約定された手付金が一方の当事者の違約により生じた損失を填補するのに足りず、相手方が手付金を上回る部分の損失の賠償を請求する場合には、人民法院は、併科することができる。但し、手付金及び損失賠償の金額の総和は、違約により生じた損失を上回ってはならない。

第29条 売買契約の一方の当事者の違約により相手方に損失が生じた場合において、相手方が逸失利益の損失の賠償を主張するときは、人民法院は、当事者の主張に基づき、契約法第113条及び第119条並びに本解釈第30条及び第31条等の規定により認定をしなければならない。

第30条 売買契約の一方の当事者の違約により相手方に損失が生じた場合において、損失の発生について相手方にも故意又は過失があり、相応する損失賠償額の減額を違約当事者が主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第31条 売買契約の一方の当事者が相手方の違約により利益を取得した場合において、当該部分の利益を損失賠償額から控除することを違約当事者が主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第32条 目的物に対する売主の瑕疵担保責任の軽減又は免除が契約において約定されていたとしても、売主が故意又は重大な過失によって目的物の瑕疵を買主に告知しなかった場合において、約定に基づく瑕疵担保責任の軽減又は免除を売主が主張するときは、人民法院は、これを支持しない。

第33条 買主が契約締結の時点において目的物の品質に瑕疵が存在することを知り、又は知るべきであった場合において、売主による瑕疵担保責任の負担を主張するときは、人民法院は、これを支持しない。但し、当該瑕疵により目的物の基本的効用が著しく低下することを買主が契約締結の時点において知らなかった場合を除く。

六、所有権留保

第34条 目的物の所有権留保に関する契約法第134条の規定の不動産への適用を売買契約の当事者が主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

第35条 当事者が所有権留保を約定した場合において、目的物の所有権移転前に、買主に次に掲げる事由の1つがあつて売主に損害が生じ、売主が目的物の回収を主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

（一） 約定どおりに代金を支払わなかったとき。

（二） 約定どおりに特定条件を完成させなかったとき。

（三） 目的物につき売却し、質権を設定し、又はその他の不当処分をしたとき。

回収された目的物の価値が著しく減少しており、買主による損失賠償を売主が要求する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第36条 買主が既に目的物の総代金の75パーセント以上を支払っている場合において、売主が目的物の回収を主張するときは、人民法院は、これを支持しない。

本解釈第35条第1項第(三)号の事由において、第三者が物権法第106条の規定に基づき既に善意により目的物の所有権その他の物権を取得しており、売主が目的物の回収を主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

第37条 売主が目的物を回収した後に、双方が約定した、又は売主が指定した買戻期間内において、売主による目的物回収の事由を買主が消滅させ、目的物の買戻しを主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

買戻期間内において買主が目的物を買戻さなかった場合には、売主は、目的物を別途売却することができる。

売主は、目的物を別途売却した場合において、売却により得た代金につき、順に回収及び保管費用、再取引費用、利息並びに未完済の代金を控除した後になお残余があるときは、原買主に返還しなければならない。不足があり、原買主による完済を売主が要求する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、売主が別途売却した際の価格が明らかに市場価格を下回っていた旨を証明する証拠を原買主が有する場合を除く。

七、特殊な売買

第38条 契約法第167条第1項所定の「分割払い」とは、買主が支払うべき総代金につ

き、一定期間内において少なくとも3回に分けて売主に対し支払うことをいう。

分割払い売買契約の約定が契約法第167条第1項の規定に違反し、買主の利益を損ない、当該約定の無効を買主が主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第39条 既に受領した代金を売主が契約解除の際に差し押さえることができる旨が分割払い売買契約で約定されている場合において、売主が差し押さえた金額が目的物使用料及び目的物損害賠償額を超過し、超過分の返還を買主が請求するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

目的物の使用料について当事者に約定がない場合には、人民法院は、当該地区における同種の目的物の賃料標準を参照して確定することができる。

第40条 契約に約定されたサンプル品質が文字による説明と一致せず、また、紛争が発生した際に当事者が合意に達することができない場合において、サンプル封印後に外観及び内在的品質に変化が生じていないときは、人民法院は、サンプルを基準としなければならない。外観及び内在的品質に変化が生じた場合、又は変化が生じたか否かについて当事者に争いがあり、かつ、調査して明らかにすることが不可能である場合には、人民法院は、文字による説明を基準としなければならない。

第41条 試験売買の買主が試用期間内において既に一部の代金を支払った場合には、人民法院は、買主が購入に同意したと認定しなければならない。但し、契約に別段の約定がある場合を除く。

試用期間内において、買主が目的物について売却、賃貸又は担保物権の設定等の非試用行為を実施した場合には、人民法院は、買主が購入に同意したと認定しなければならない。

第42条 売買契約に次に掲げる約定内容の1つが存在する場合には、試験売買に該当しない。買主が試験売買に該当することを主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

- (一) 目的物が試用又は検査を経て一定の要求に適合する場合において買主が目的物を購入しなければならない旨の約定
- (二) 第三者が試験を経て目的物を承認した場合において買主が目的物を購入しなければならない旨の約定
- (三) 買主が一定期間内において目的物を交換することができる旨の約定
- (四) 買主が一定期間内において目的物を返還することができる旨の約定

第43条 試験売買の当事者が使用料について約定しておらず、又は約定が不明確である場合において、売主が買主による使用料の支払いを主張するときは、人民法院は、これを支持しない。

八、その他の問題

第44条 売主が交付義務を履行した後に、買主による代金の支払いを訴えた場合において、売主による違約が先であったことを理由として買主が異議を申し立てるときは、人民法院は、次に掲げる状況に従いそれぞれ処理しなければならない。

- (一) 買主が違約金の支払いを拒絶し、損失の賠償を拒絶し、又は代金減額等の救済措置

が売主により講じられるべきであると主張する場合には、抗弁の申立てに該当する。

(二) 買主は、売主により違約金が支払われ、若しくは損失が賠償されるべきであると主張し、又は契約の解除を要求する場合には、反訴を申し立てなければならない。

第45条 法律又は行政法規において、債権譲渡又は出資持分譲渡等の権利譲渡契約について規定がある場合には、当該規定に従う。規定がない場合には、人民法院は、契約法第124条及び第174条の規定に基づき、売買契約の関係規定を準用することができる。

権利譲渡その他の有償契約につき、売買契約の関係規定を準用する場合には、人民法院は、契約法第174条の規定をまず引用し、その後には売買契約の関係規定を引用しなければならない。

第46条 本解釈施行前に当院が発布した、購入・販売契約又は販売契約等の目的物所有権の有償移転に係る契約に関する規定は、本解釈に抵触する場合には、本解釈施行日から適用しない。

本解釈施行後においてなお審理未了の売買契約紛争事件については、本解釈を適用する。本解釈施行前に既に審理が終了しているものであって、当事者が再審を申請し、又は裁判監督手続に従い再審が決定されたものについては、本解釈を適用しない。

(法令原文名称：关于审理买卖合同纠纷案件适用法律问题的解释)